

第2次和泉市都市計画マスタープラン 全体構想素案 検討資料

目 次

I 計画の前提

1. 前提条件の整理	1
（1）都市計画マスタープランの位置付け	1
（2）策定の背景	2
（3）都市計画マスタープランの役割	2
（4）構成と目標年次、対象範囲	3
2. 和泉市の現状と都市計画の課題	5
（1）和泉市の現状と市民意向	5
（2）上位・関連計画	5
（3）都市計画の現状と課題	5

II 全体構想

1. 都市計画の目標	9
（1）都市の将来像	9
（2）都市計画の目標	9
（3）将来人口フレーム	10
（4）将来都市構造	10
2. 都市計画の方針	14
（1）土地利用方針	14
（2）交通の方針	18
（3）都市・自然環境及び歴史文化遺産の方針	22
（4）その他公共施設の方針	27
（5）市街地・集落及び住環境の方針	30
（6）都市防災の方針	34
（7）都市景観の方針	37

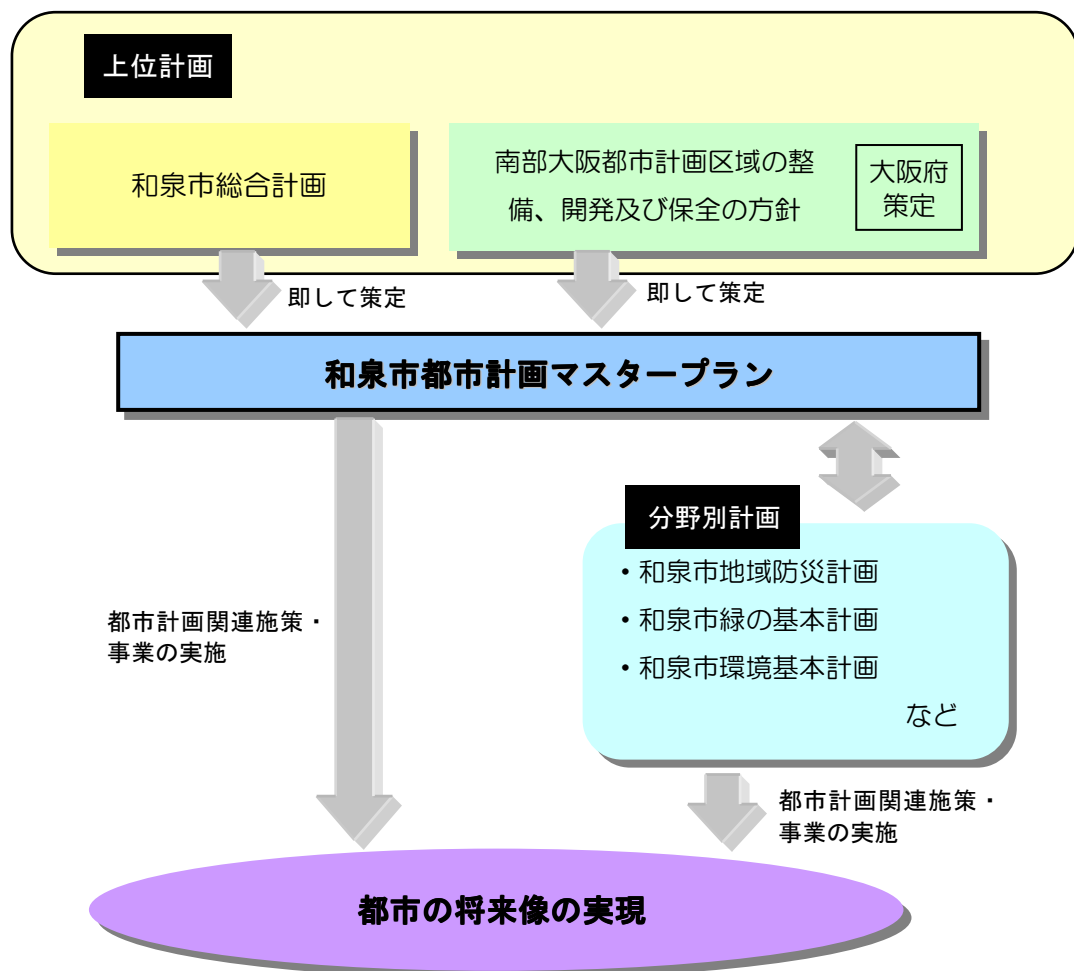
I 計画の前提

1. 前提条件の整理

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

「都市計画マスタープラン」は、平成4年6月の都市計画法改正により創設されたもので、市民に一番身近な自治体である市が目指すべき将来像を市民の皆さんと一緒に考えながら、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と市民がこれを共有しながら実現していくことを目的として策定するものです。

和泉市のまちづくりにかかるすべての計画の基本となる「和泉市総合計画」（以下、「総合計画」という。）及び南部大阪都市計画区域における土地利用や主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めることとされています。



(2) 策定の背景

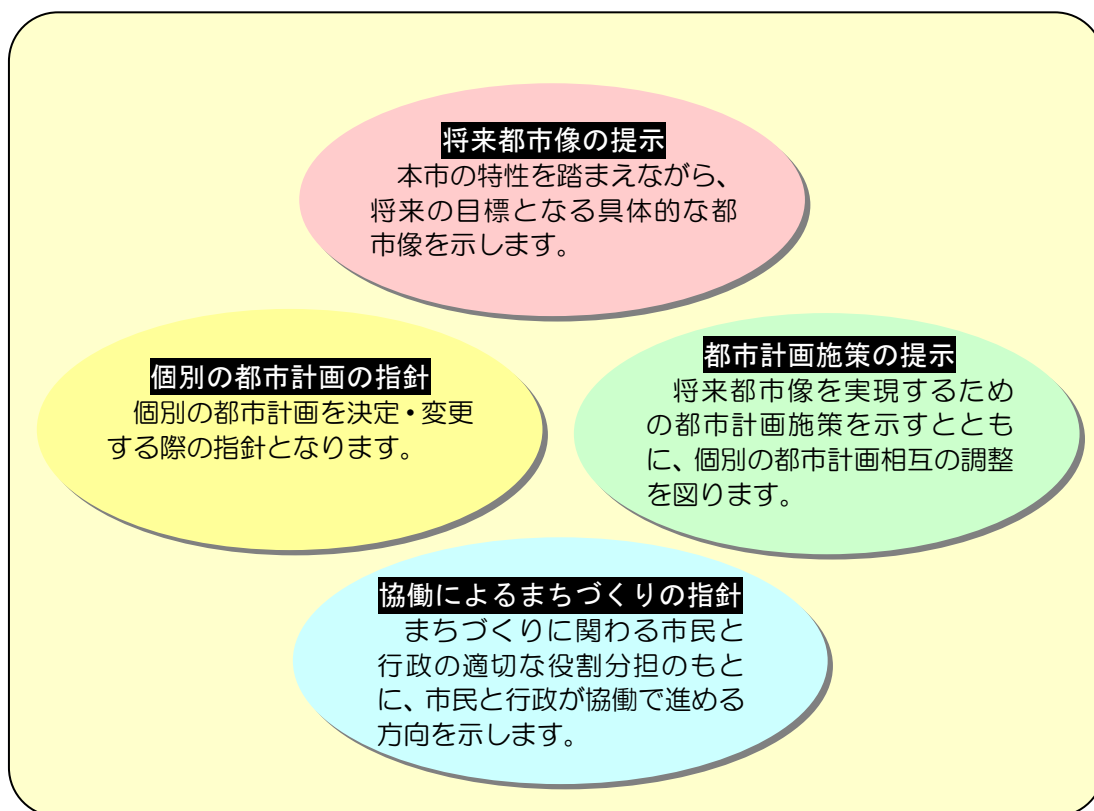
和泉市都市計画マスタープランは、平成9年12月の第3次和泉市総合計画の策定を受け、都市計画法に基づき平成12年1月に策定しました。

しかしながら、その後の社会経済状況は、少子高齢化の進行や情報社会の到来、地方分権の進展など大きく変化し、都市構造や行財政構造などに変化が生じるなど、右肩上がりの成長社会から成熟社会への転換を踏まえた経済・社会システムの見直しが求められています。

平成23年3月に大阪府においては、平成32年を目標とする「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が改定され、本市においては平成37年を目標とする本市の上位計画である「和泉市総合計画」を策定しました（現在、策定作業中）。これらに即するため、現在の和泉市都市計画マスタープランの見直しを行ったものです。

(3) 都市計画マスタープランの役割

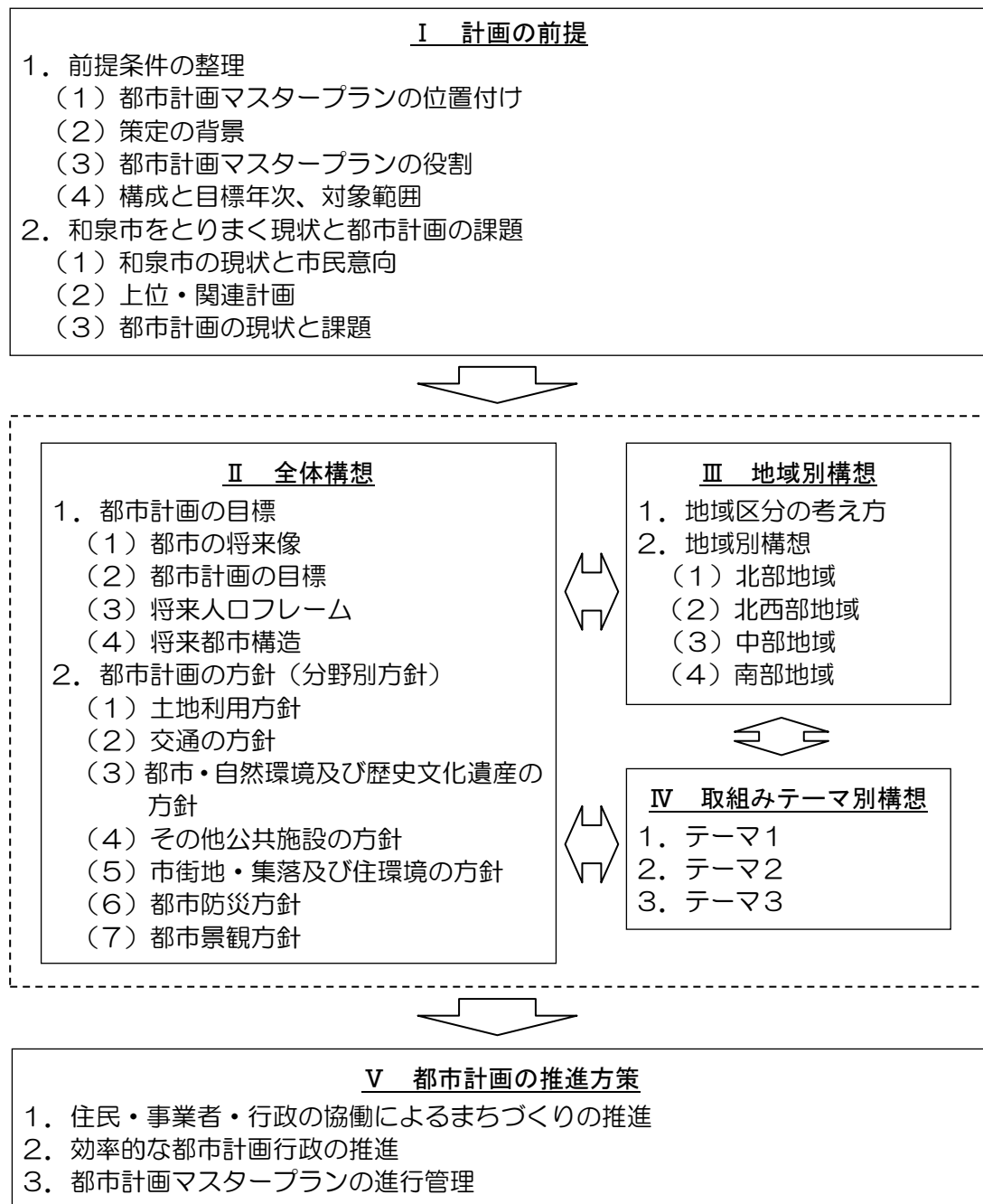
都市計画マスタープランは、次のような役割を持ちます。



(4) 構成と目標年次、対象範囲

①構成

「都市計画マスタープラン」は、主に、「全体構想」と「地域別構想」、「取組みテーマ別構想」により構成されます。「全体構想」は、上位計画等を踏まえ本市のあるべき都市の将来像や都市計画の目標等を示すとともに、それを実現するための都市計画の方針等を示します。「地域別構想」は「全体構想」と整合を図りながら、各地域における目標像とそれを実現するための基本的な方針等を示します。「取組みテーマ別構想」は、都市計画の目標に向けて市民と行政とが協働で重点的に取り組むまちづくりの展開イメージをいくつかのテーマごとに示すものです。



②目標とする年次

「都市計画マスタープラン」の目標年次は、20年後の平成47年（2035年）とします。ただし、このマスタープランは、まちづくりの長期的な方向性を示すもので、実現までに目標年次を超える長い期間を要する内容も含まれています。また、硬直化した計画とならないよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

③対象範囲

和泉市は全域が都市計画区域に含まれることから、和泉市全域とします。

2. 和泉市の現状と都市計画の課題

(1) 和泉市の現状と市民意向

(2) 上位・関連計画

(3) 都市計画の現状と課題

①人口構造の変化への対応

<現状>

和泉市の人口は増加が続いてきましたが、近い将来、減少に転じると見込まれており、地区別にみると、すでに南部地域や北部地域では減少しつつあります。

人口構成は少子高齢化が確実に進んでおり、今後、その傾向は急速に高まっていくものと予想されます。

都市づくりの観点から見ると、これまでは、新たな宅地開発等に伴い整備してきた道路や、公園・緑地、学校などの施設について、「量」の確保に追われていた時代でしたが、今後は、労働人口の減少に伴う税収の減少等により厳しい財政状況になることが予想される中で、その適切な維持管理や利用方法の見直しなどが重要になってくるものと考えられます。

<課題>

○様々な世代の人々が安心して住み続けられる住環境づくりや、都市基盤のユニバーサルデザイン化を進める必要があります。

○南部地域の田園集落における人口維持に向けた環境づくりが必要です。

○人口減少や高齢化によって弱体化が進む地域コミュニティ、空き家の増加、ニュータウンのオールドタウン化への対応などが必要です。

○都市基盤や公共施設にかかる既存ストックの適切な維持管理、更新が必要です。

○都市計画決定後、長期にわたり事業着手・事業完了がなされていない都市計画施設については、必要性等を検証した上で今後のあり方を再検討する必要があります。

②地域特性に応じた土地利用形成

<現状>

和泉市の土地利用は、山間部、丘陵部、平野部に分類できます。

山間部は農山村集落及び山林、丘陵部は新市街地や商工業地、平野部は住宅地や商工業地などで構成されます。

丘陵部では、近年、大阪都市圏の拡大に伴い、和泉中央駅を中心とした新住宅市街地開発事業を核に住宅都市としての性格を強めてきました。一方、平野部では、明治

以降の繊維産業に代表される地場産業の発展により形成された工業地と古くからある住宅地による住工混在地が多いことも特徴で、十分な都市基盤整備が行われないまま開発された市街地も多く見られます。

＜課題＞

- 農山村集落、山林、新市街地、既成市街地といった現状を踏まえつつ、地域の特性を活かしながら、市の魅力を高めていく土地利用が必要です。
- 山間部の農地と集落については、営農環境や集落環境の維持・保全、山林については豊かな自然環境の保全・活用が求められます。
- 丘陵部の新市街地については、計画的に開発された大規模住宅地や商工業地の良好な住環境、操業環境等の保全が求められます。
- 既成市街地については、良好な住環境の形成や商業地区のにぎわいづくりなど地区の特性に応じた市街地環境の充実や、適切なまちの更新などによる安全・安心なまちづくりなどが必要です。住工混在地については、良好な住環境や工場の操業環境等を創造する観点から、今後の土地利用のあり方を明確化する必要があります。

③都市のにぎわいと活力の創出

＜現状＞

JR和泉府中駅周辺や泉北高速鉄道と泉中央駅周辺においては、行政、商業・業務、文化、交流、医療など様々な都市機能が集積する本市の都市拠点が形成されています。また、トリヴェール和泉やテクノステージ和泉においては、高速道路へのアクセスの良さを活かした工場や研究開発施設、広域対応の大型商業施設等の集積地が形成されており、本市の自立性と成長力を支える産業集積拠点として、機能を発揮しています。

道路交通網としては、国道26号や（都）泉州山手線、（都）大阪岸和田南海線、国道170号（大阪外環状線）、和泉中央線などにより骨格的な道路体系が形成されています。また、公共交通としては、JR阪和線、泉北高速鉄道のほか、南海バス、コミュニティバス（通称「めぐーる」）が運行されています。これらの充実により、市内外の円滑な移動を促進し、都市の一体的な発展を支える交通環境の実現が求められています。

＜課題＞

- 様々な都市機能が集積しているJR和泉府中駅周辺では、さらなる都市機能の充実や都市拠点としての魅力の向上などによるまちのにぎわいづくりが必要です。
- トリヴェール和泉の研究開発地区やテクノステージ和泉の工場地において、周辺環境との調和に配慮した操業環境の保全が必要です。
- トリヴェール和泉における大型商業施設立地のインパクトを活用した市全体の活力向上が必要です。
- 交通ネットワークの充実による市内外の連携・交流を促進することが必要です。

④持続可能な都市環境の実現

＜現状＞

和泉市には山間部や信太山丘陵の自然環境のほか、公園緑地、社寺や遺跡の緑や、農地、河川敷、ため池などの個性豊かな自然的環境も豊富であり、二酸化炭素の吸収源や防災、景観形成、レクリエーションなどの観点からも重要な役割を果たしていることから、これらを適切に保全・活用していくことが求められます。また、温室効果ガスの排出削減に向けては、低炭素まちづくりの視点も重要となっています。

世界的にも環境問題や自然保護に対する意識は高まってきており、今後は持続可能な社会の実現に向けて環境面での取組みが求められます。

＜課題＞

- 南部地域の山林や信太山丘陵の自然環境、市街化調整区域農地の自然的環境などをまとめたボリュームの自然要素、自然的要素として保全していく必要があります。
- 公園を含む公共施設や宅地内の緑、市街地内の農地などを、生活に身近な緑として保全・活用していく必要があります。
- 交通環境や都市機能配置など様々な面から低炭素まちづくりの取組みを進めていく必要があります。

⑤自然環境や歴史文化遺産など和泉市らしい個性を活かした景観づくり

＜現状＞

本市には国有数の弥生時代の集落遺跡である池上曽根遺跡（国史跡）をはじめ、和泉黄金塚古墳（国史跡）、丸笠山古墳（府史跡）など数多くの古墳や遺跡のほか、小栗街道の伝統的なまちなみなど市の個性を彩る数々の歴史・文化資源が豊富です。また、南部地域の山林や信太山丘陵においては、豊富な自然景観を有しているほか、新市街地では、それらの自然環境との調和に配慮した質の高い住宅地のまちなみ景観が形成されています。

一方で、一部の幹線道路沿いでは、資材置場や産業廃棄物置場等が見られ、景観に混乱が見られます。

近年、急速な都市化が鈍化する傾向にある中で、美しいまちなみなど良好な景観に関する市民の関心は高まりつつあります。大阪府においては、平成10年に独自の景観条例を制定しましたが、平成16年に制定された景観法を踏まえ、平成20年に同条例を改正するなど良好な景観形成が重要施策と位置づけられており、本市においても景観施策への取組みが求められています。

＜課題＞

- 貴重な自然空間となる山林や信太山丘陵の自然景観の保全・活用が必要です。
- 古墳や遺跡などの歴史文化資源を活かした景観づくりが必要です。
- ニュータウンの落ち着いた住宅地のまちなみ景観や、幹線道路における周辺環境と

調和した沿道景観など地区の特性に応じた景観づくりが必要です。

⑥まちの安全・安心の確保

＜現状＞

東北地方太平洋沖地震などの大規模な地震発生や台風・集中豪雨といった自然災害による被害が多発する中、災害への備えを充実させ、被害をできるだけ出さず、最小限に抑えるような取組みが求められています。

一部の地域では農地の冠水や住宅の浸水被害が発生する恐れがあり、山地においては、土砂災害の危険のある箇所もあります。

市街地においては、狭あい道路や老朽木造家屋が残るなど防災面に問題がある地区も存在します。

＜課題＞

○河川や下水道の整備等による治水対策や治山対策を促進する必要があります。

○建築物の耐震対策や不燃対策、狭あい道路の拡幅などによる災害に強い都市づくりを進めていく必要があります。

○市街地においては、緑地や公園、街路などのほか農地の活用も含めて防災空間を確保していく必要があります。

○市民の防災にかかる意識の向上と住民主体による防災まちづくりの取組みが必要です。

⑦市民・事業者・行政の連携によるまちづくりの推進

＜現状＞

地方分権の進展や市民ニーズの多様化等を背景に、和泉市自治基本条例を制定しました。条例においては、「情報の共有」「参加と参画」、「合意形成に向けた話し合いと説明責任」、「協働によるまちづくりの推進」の4つを自治の基本原則として、市民や行政等の役割、参加・参画と協働によるまちづくりの考え方などを定めています。

また、市内の各地域（4地域）において、地域住民の活動拠点であるリージョンセンターが整備されています。

＜課題＞

○自治基本条例に基づく住民参加・参画と協働によるまちづくり活動を促進することが必要です。

○リージョンセンターを核とした地域の特性に応じた住民主体によるまちづくり活動の活性化が必要です。

○まちづくりに関する市民活動団体との連携による取組みを推進していく必要があります。

○行政がもっているまちづくりに関する情報の積極的な公開が必要です。

○住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための施策が必要です。

Ⅱ 全体構想

1. 都市計画の目標

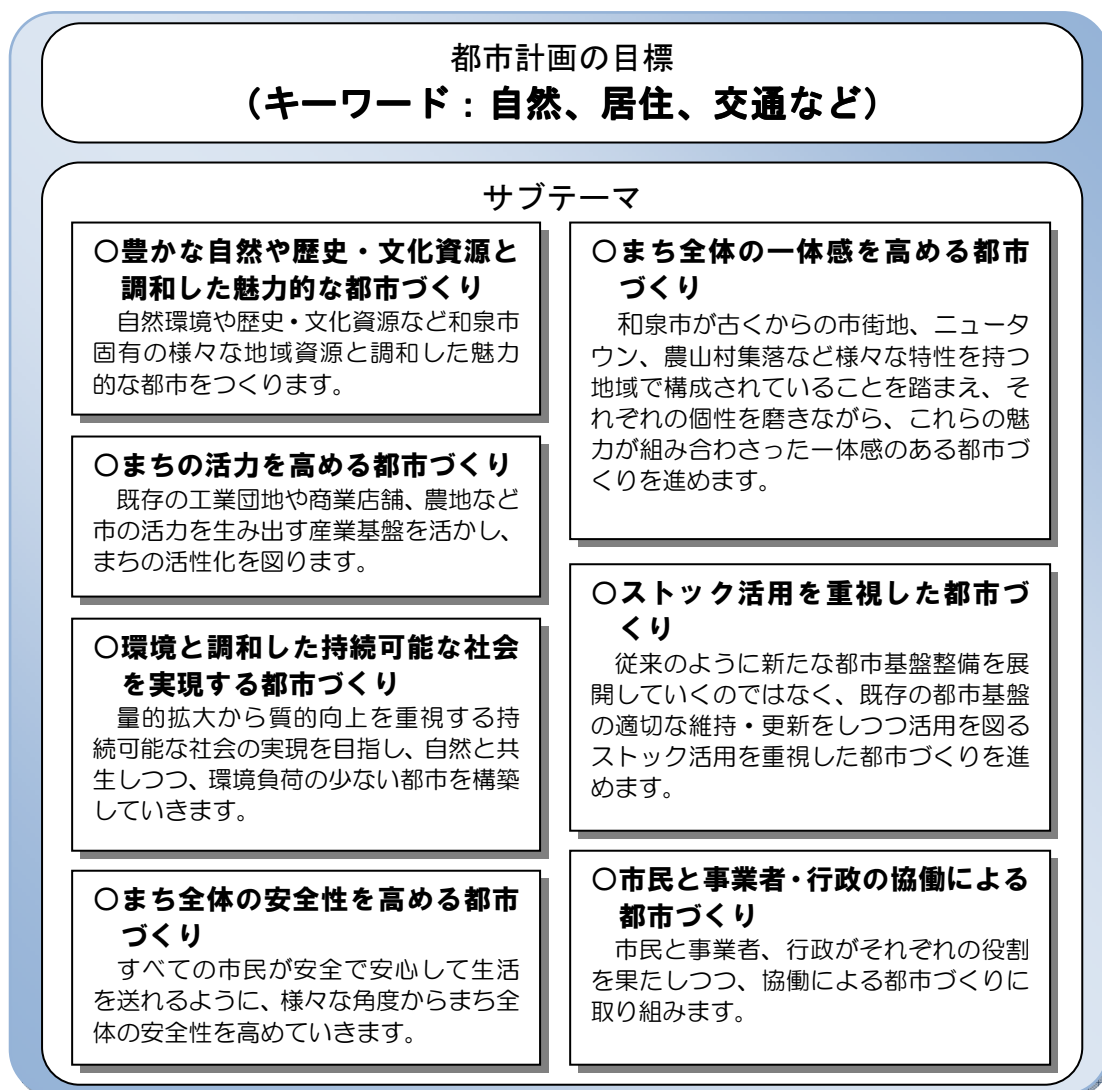
(1) 都市の将来像

(総合計画と調整中)

(2) 都市計画の目標

都市計画マスタープランは、総合計画の将来像を実現するうえでの都市計画分野を担います。

今後、本計画の目標年次である2035年（平成47年）までの間に和泉市がどのような都市計画を進めていくのかを市民や事業者、行政が共有できるように、都市計画の目標及びサブテーマを以下のとおり定めます。



古くは和泉国の国府が置かれ、数々の古墳や社寺など豊富な歴史的文化遺産を有するとともに、信太山丘陵や金剛生駒紀泉国定公園などの自然にも恵まれた和泉市は、近年は新市街地開発等による住宅都市、産業都市としても発展してきました。

今後の和泉市の都市計画では、先人が築き上げてきたこのまちを自然や歴史から学びながらさらに磨きをかけるとともに、まちが抱える課題の解決を図り、地域特性を活かした魅力的なまちを目指すものです。

自分たちの地域に誇りと愛着を持ち、誰もが住みたいと思うまち、そして末永く暮らし続けたいと思うまちを目指して、ここに「
」を都市計画の目標として掲げるとともに、サブテーマとして「豊かな自然や歴史・文化資源と調和した魅力的な都市づくり」「まち全体の一体感を高める都市づくり」「まちの活力を高める都市づくり」「ストック活用を重視した都市づくり」「環境と調和した持続可能な都市を構築する都市づくり」「まち全体の安全性を高める都市づくり」「市民と事業者・行政の協働による都市づくり」を定めます。

(3) 将来人口フレーム

(総合計画等と調整中)

(4) 将来都市構造

都市計画の目標の実現に向け、都市構造を設定します。

本市の将来の成り立ちを示すものとして、都市機能の中心的役割を果たす「拠点」とそれらを結びつける「軸」、その地域にふさわしい土地利用の方向を示す「ゾーン」の3つの要素による都市構造を設定します。

①拠点の設定

拠点については、行政、商業・業務などの本市の中核的な都市機能が集積する「中心都市拠点」、公共サービス、商業など市民生活に関連の深い都市機能が集積する「都市拠点」、北部及び南部地域において文化、交流などの地域活動の拠点となる「地域拠点」、商・工業など産業機能の集積を図る「産業拠点」、教育・文化施設等の市民のまなびの場が集積する「まなびの拠点」、緑の特性を活かしながらそれぞれの機能の充実を図る「緑の拠点」、スポーツや医療など特定分野の機能が集積する「その他の拠点」を位置づけます。

拠 点	機 能
中心都市拠点	本市の中心的な交通結節点、行政、医療・福祉、商業・業務機能などが集積する拠点の形成を図り、和泉市の中心核として、質の高い都市的サービスを提供する拠点の形成を図ります。
都市拠点	ニュータウンをはじめとする周辺地域住民の日常生活の拠点として住民のニーズに対応した公共サービス、文化、商業機能等の都市機能の集積を図ります。
地域拠点	住民ニーズに対応した公共サービス機能の充実を図るとともに、地域住民による文化、交流などの地域活動を支える拠点の形成を図ります。
産業拠点	大都市近郊で幹線道路沿道という立地条件を活かした工業・流通、商業等の産業機能の集積を図ります。
まなびの拠点	和泉シティプラザや大学、美術館、歴史館などの文化施設について、教育・研究・文化機能等の充実を図ります。
緑の拠点	主要な都市公園等について、それぞれの特性を活かしつつ、市民の憩いやレクリエーション、防災など、緑が持つ機能の充実を図ります。
その他の拠点	市民が気軽にスポーツや健康づくり等に取り組むことができる施設や、地域医療を担う新たな病院施設をそれぞれ拠点として位置づけ、都市機能の充実を図ります。

②軸の設定

軸については、本市の南北の骨格軸となる「中心都市軸」と主に東西方向で市内外を結ぶ「都市軸」、水や緑の連続した空間から構成される「水と緑のネットワーク軸」を設定します。

軸	機 能
中心都市軸	市の南北を結ぶ路線を中心都市軸と位置づけ、市内の各地域の連携強化を図ります。
都市軸	市の東西を結ぶ路線を都市軸と位置づけ、大阪市、堺市、和歌山県を含む市内外の連携強化を図ります。 市外の2路線についても、中心都市軸を補完する南北を結ぶ都市軸として位置づけます。
水と緑のネットワーク軸	主要河川を水と緑のネットワーク軸と位置づけ、南部地域の山林から市街地をつなぐ連続した緑のオープンスペースとして景観形成や防災、生態系保全などの機能を強化します。

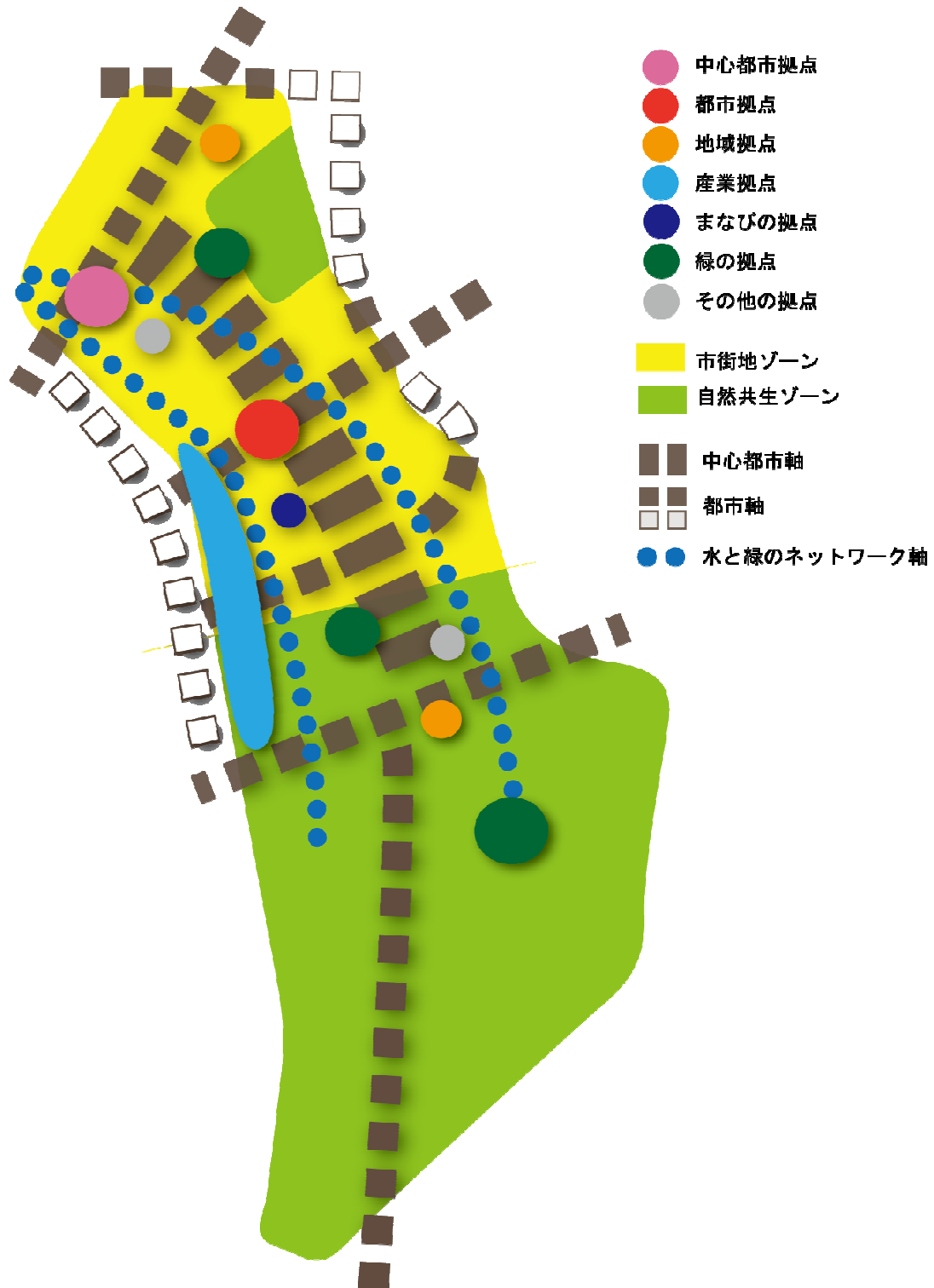
③ゾーンの設定

本市の大きな土地利用の方向を定めるゾーニングについては、すでに市街地が形成されている、もしくは形成される予定の「市街地ゾーン」と集落と森林、農地などの

自然環境や自然的環境からなる「自然共生ゾーン」を設定します。

ゾーン	機 能
市街地ゾーン	行政、商業、居住等様々な機能を有する市街地として位置付けるゾーン。自然的環境や緑との調和を図りつつ、中心都市拠点や都市拠点、地域拠点を中心に質の高い市街地の形成を図ります。
自然共生ゾーン	山林や農地、集落等で構成されるゾーン。農地と集落については、田園環境と定住環境の充実を図ります。山林については、地域固有の貴重な財産と捉え保全を図るほか、人と自然のふれあいの場としての活用を図ります。

都市構造図



2. 都市計画の方針

(1) 土地利用方針

①基本的な考え方

都市計画の目標である「
」の実現に向けて、将来都市構造を踏まえた土地利用方針を定めます。既存の市街地と自然環境を適切に維持・保全、活用していくことを基本として、豊かな自然環境や歴史的文化遺産と都市機能が調和した秩序ある土地利用の配置・誘導により、快適で利便性の高い都市の形成を図ります。

市民の日常生活における利便性向上や安全で良好な居住環境の形成に向けて、市街地の成り立ちや立地状況等の地域特性に応じた土地利用を図ります。

中心都市拠点、都市拠点等においては、都市の活力の創造に向けて既存の都市基盤を活用して商業・業務、産業、文化、交流など、地域全体の魅力や利便性を高めるための都市機能を集約した土地利用を図ります。

幹線道路沿道においては、道路の整備状況や周辺の土地利用を踏まえ、市民生活の質やまちの活力向上に寄与する土地利用を促進するとともに、秩序ある沿道型の土地利用を誘導します。

山林や丘陵地、農地等の豊かな自然環境、自然的環境や古墳、遺跡、社寺等の歴史的文化遺産を保全するとともに、それらとの調和に配慮した土地利用を図ります。

また、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、土地利用状況に応じて、区域区分や用途地域の見直しの検討など、計画的なまちづくりを推進します。

②基本方針

土地利用の基本的な枠組みとして良好な住環境の形成を目指す住居系、周辺環境との調和に配慮した操業環境やにぎわいの形成を目指す産業系、自然環境や自然的環境の保全・活用を図る自然系の3つに区分し、それぞれの区分の計12の地区について、土地利用の方針を整理します。

●土地利用の区分と地区

区 分	地 区
住居系	低層住宅地区、中高層住宅地区、住宅市街地地区
産業系	近隣商業地区、商業・業務地区、沿道サービス地区、産業・居住共存地区、産業地区
自然系	自然丘陵地区、田園里山地区、沿道環境形成地区、自然共生地区

●土地利用方針

地 区		土地利用方針の考え方
住居系	低層住宅地区	計画的に開発された戸建て住宅を中心とした住宅地については、周辺環境と調和したゆとりある良好な住環境の維持保全、充実に努めます。
	中高層住宅住地区	計画的に開発された集合住宅等を中心とした住宅地については、周辺環境との調和に配慮しつつ、利便性、安全性、快適性を兼ね備えた住宅地として住環境の維持保全・充実に努めます。
	住宅市街地地区	既成市街地等の一般の住宅地については、地区の特性に応じた良好な住環境の形成に努めます。行き止まり道路や狭あい道路など問題のある住宅地については、道路拡幅やオープンスペースの確保などによりまちの安全性の向上を図ります。また、宅地開発などに対する適切な規制、誘導により、良好な市街地の形成を図ります。
産業系	近隣商業地区	JR 北信太駅及び信太山駅周辺の地区については、周辺住民の日常生活の利便向上に供する商業、公共サービス機能等の充実に努めます。
	商業・業務地区	JR 和泉府中駅から市役所周辺、泉北高速鉄道と泉中央駅周辺、光明池駅周辺の地区については、商業・業務機能を中心に、公共機関や文化機能、福祉、保健・医療など様々な都市的サービスが提供される地区の形成を図ります。
	沿道サービス地区	国道26号、(都)大阪岸和田南海線、(都)和泉中央線沿道については、市民生活の利便性を高める沿道サービス地区として商業・業務、その他産業機能が集積する地区の形成を図ります。
	産業・住居共存地区	地場産業などの工場等と住宅、小規模な商業施設等が混在する地区については、周辺環境との調和に配慮した産業用地としての土地利用を促進するとともに、周辺住宅地との共生に努めます。まとまりある住宅地が形成されている地区については、住居系用途地域への見直しを見据えて良好な住環境形成を進めます。

	産業地区	研究開発型産業や先端産業などの企業や工場、大型商業施設などが立地するトリヴェール和泉の企業立地地区やテクノステージ和泉については、本市の産業全体の高度化と活性化を牽引する産業地区として、企業の誘致や操業環境づくりを進めるとともに、市域内外の方が利用する都市的にぎわいのある商業核を活かし沿道施設の促進を図ります。
自然系	自然丘陵地区	信太山丘陵周辺については、市街地に隣接する身近な自然環境として、その豊かな自然空間の保全に努めます。また、市有地については貴重な生物が生息する里山的環境を保持するとともに、市民が日常生活の中で気軽に自然とふれあうことができる憩いやレクリエーション、健康づくりの場などとしての活用を図ります。
	田園里山地区	南部地域、中部地域の集落周辺の農地、里山については、都市近郊型農業の生産の場及び都市環境と都市における貴重なオープンスペースとして保全に努めるとともに、都市農園など多面的な農地の活用等を図ります。また、集落については、農地や山林等との調和に配慮しつつ、持続可能で良好な集落環境の保全・創造を図ります。
	沿道環境形成地区	国道170号（大阪外環状線）沿道については、良好な沿道景観形成に向けた規制・誘導を図るとともに、広域利便性を活かし、市内はもとより大阪府内の産業活力の維持・増進に寄与する土地利用を検討します。
	自然共生地区	南部の山林については、林業の場としてだけでなく水源涵養や自然景観形成など本市の貴重な自然空間として保全に努めるとともに、その豊かな自然環境を活かした観光・レクリエーションの場としての活用を図ります。

土地利用方針図



(2) 交通の方針

①基本的な考え方

市街地の骨格を形成するとともに、市民生活や産業活動等に非常に重要な役割を果たす基盤施設である道路、鉄道、バス等の交通施設については、地球温暖化対策の推進や高齢社会を迎える中において、その整備及び適切な維持管理の推進が強く求められることから、土地利用計画と整合しつつ、自然環境との調和や産業振興等にも十分配慮した交通体系の形成を図ります。

②基本方針

1) 交通需要に対応した幹線道路網の形成

今後予想される交通需要や地域間の連携強化に対応した幹線道路の整備とともに、これらと有機的な道路ネットワークの形成を図ります。既存ストックを活かしながら、道路空間の確保や緑化による道路景観形成など、自動車、自転車、歩行者が安全で快適に通行できる道路環境づくりを進めます。

ア) 広域幹線道路及び都市幹線道路の整備

都市構造を実現する道路軸の実現に向けて、大阪、和歌山方面や周辺市と本市を結ぶ広域幹線道路及び市内の各地区を結ぶ都市幹線道路の整備を図ります。

交通需要に対応した自動車で円滑に通行できる交通環境の形成に向けた新たな路線整備のほか、既存の道路における交差点改良などによる渋滞の解消、歩道確保、街路樹の維持管理などによる道路環境の充実を図ります。

<対象路線>

○広域幹線道路

- ・国道26号（第二阪和国道）
- ・大阪岸和田南海線
- ・泉州山手線
- ・国道480号（国道170号（大阪外環状線）以南）
- ・国道170号
- ・池上下宮線

○都市幹線道路

- ・和泉中央線
- ・大阪和泉泉南線
- ・光明池春木線
- ・国道480号

イ) 補助幹線道路の整備

計画的に開発される地区における主な地区内道路や、既成市街地・既存集落内の交通を支える補助幹線道路については、利用者の安全性に配慮した道路環境の形成を図ります。

2) 生活道路の安全性の向上

生活道路として位置付けられる市街地内や集落内の道路については、地域住民との連携を図りつつ、通学路などを中心に周辺環境との調和に配慮しながら交通安全施設の設置など歩行者や自転車等の安全性・快適性を高めるための道路環境の整備を進めます。

特に、既成市街地や既存集落の幅員がおおむね4m未満の道路については、防災上、安全上の観点から緊急車輛の通行や避難路の確保のため狭あい道路拡幅整備制度を活用しつつ、地域との連携を図りながら拡幅整備を促進します。

3) 交通施設の適切な維持管理

道路、トンネル、橋梁などの道路構造物に関しては定期点検を実施し、利用者の安全確保やコスト削減の観点を踏まえた計画的な維持管理、更新を行い、長寿命化に努めます。また、緊急輸送道路に係る橋梁については耐震化も進めます。

4) ユニバーサルデザインに基づく道路空間の形成

道路については、高齢者や障がい者、子育て世帯はもちろん、歩行者の誰もが安全で安心してスムーズに移動できるよう歩道設置や段差の解消、音響装置付信号機の設置などユニバーサルデザインの考え方に基づく道路空間の形成を図ります。

5) 都市計画道路の見直し

都市計画決定後長期にわたり事業着手・事業完了がなされていない路線については、市民生活の質の向上に寄与する様々な機能を持つことを踏まえ、計画の必要性、事業の実現性を評価するとともに、将来のまちづくりへの影響を詳細に検討し、時代に適合した都市計画道路網の形成を図ります。

また、道路の見直しに応じて沿道土地利用のあり方を検討します。

6) 環境負荷が小さく利便性の高い交通ネットワークの形成

低炭素社会の実現に向けて重要な役割を果たすとともに、あらゆる人が利用できる交通手段としても重要な鉄道・バス等の公共交通機関については、ネットワークの充実や安全性・利便性の向上などにより、一層の利用促進を図ります。

ア) 公共交通網の充実

より効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を推進します。

バス交通については、鉄道駅との連携に留意しつつ、住宅地、集落、公共施設、商業施設などの相互の連携に配慮するなどにより、市民の身近な公共交通機関として地域の状況や住民ニーズに対応した利便性の高いバスネットワークの形成を図ります。

コミュニティバスについては、必要に応じて住民のニーズに対応した運行ルート・ダイヤ等の見直しを行います。

また、バスや鉄道以外できめ細かな住民ニーズに対応できる交通手段を検討します。

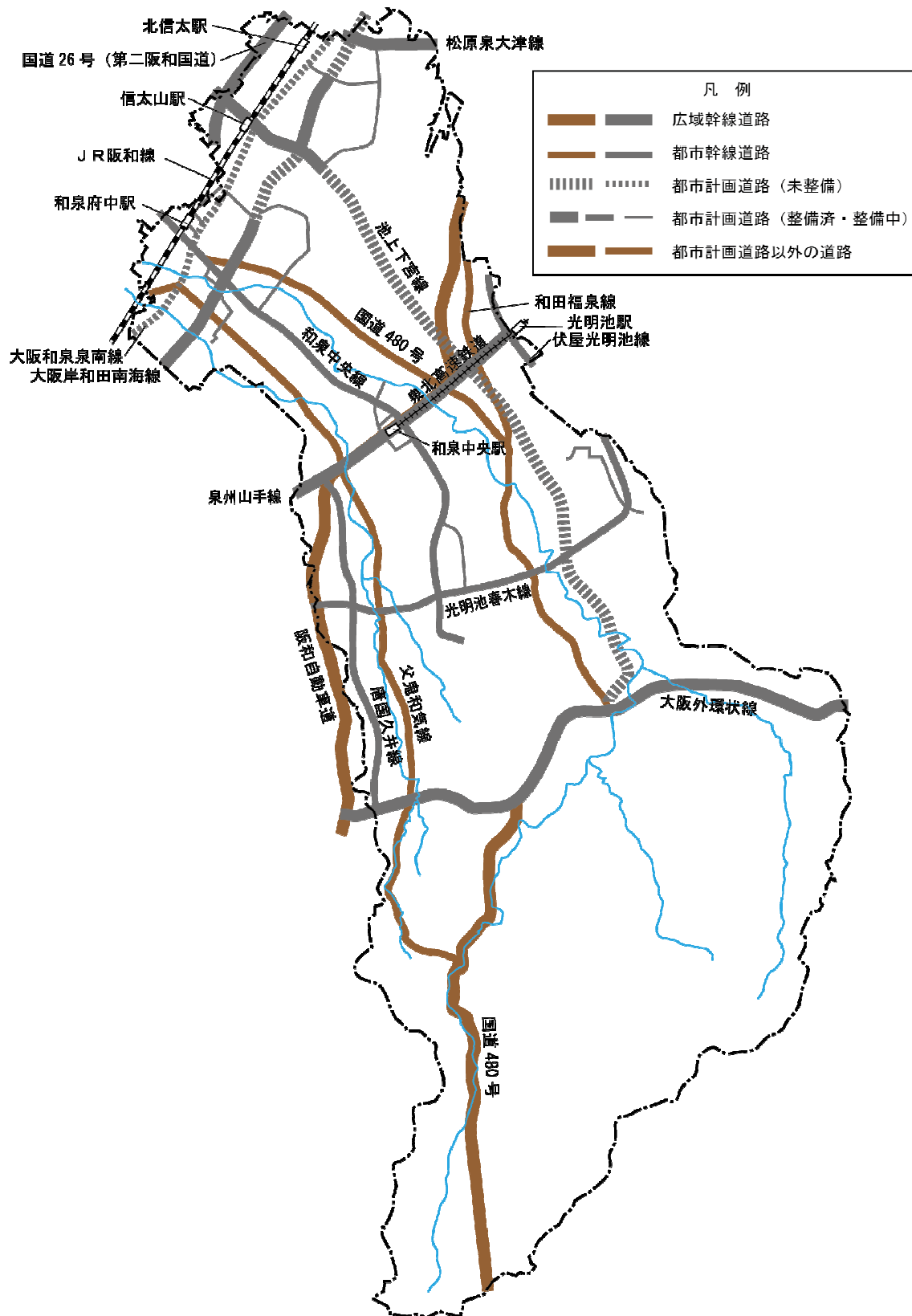
イ) 鉄道駅の利便性向上

鉄道施設の利便性向上を図るため、施設のユニバーサルデザイン化やアクセス道路の改善、駐輪場の整備などを進めます。

ウ) 安全で快適に通行できる自転車の環境づくり

幹線道路等において、自転車レーンの確保などにより、安全で快適に通行できる自転車の環境づくりを進めます。

交通の方針図（イメージ図）



(3) 都市・自然環境及び歴史文化遺産の方針

①基本的な考え方

公園種別に応じた公園・緑地の適正な配置と維持管理などにより、既存計画の見直しも含め、緑とうるおいのある快適な都市環境の形成を図ります。

また、信太山丘陵や南部地域の山林の豊かな自然環境や農地などの自然的環境、緑と調和した古墳や遺跡などの歴史的文化遺産は、都市環境形成や観光振興、防災などの面で大きな役割を果たすとともに、和泉市らしさを示す市民共有の重要な財産であることから、これらの保全と有効活用を図ります。

②基本方針

1) 緑とうるおいのある公園・緑地の整備

公園種別に応じた住民のニーズや防災性、周辺環境との調和等に配慮した公園・緑地の整備と維持管理を進めます。

整備、維持管理にあたっては、周囲への自然環境に配慮するとともに、子どもの遊び場の確保、防災性の向上やユニバーサルデザイン化など利用者のニーズに対応した施設の充実を図ります。老朽化が進む施設・遊具等については、更新、長寿命化を進めます。

児童遊園については、個々の利用状況や周辺住民のニーズなどを踏まえた見直しを検討します。

＜主な公園・緑地の整備＞

黒鳥山公園	緑豊かな空間の中での野外レクリエーション機能や、一時避難地・災害活動拠点となる防災機能を備えた総合公園としての整備を進める。
松尾寺公園	既存の緑豊かな自然環境を活用・保全し、休養・散策・運動等が行える機能を有した総合公園としての整備を目指す。
槇尾川公園	近隣公園としての機能充実、隣接する市立病院と一体的にホスピタルパークとしての整備を目指す。
信太山丘陵市有地	公民協働により、自然と向き合いながら継続して里山的環境を保持し、市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場となるよう計画・整備を進める。

2) 都市計画公園の見直し

都市計画決定後長期にわたり事業着手・事業完了がなされていない公園については、市民生活の質の向上に寄与する様々な機能を持つことを踏まえ、計画の必要性、事業の実現性などを評価するとともに、将来のまちづくりへの影響を詳細に検討しながら、そのあり方を検討します。

3) 南部の山間部や信太山丘陵市有地の緑の保全・活用

本市南部地域の自然環境は、木材生産のほか、水源涵養や多様な生物生息の場、レクリエーションの場、土砂災害の防止など様々な役割を持つ重要な緑であることから、これらの自然環境を市の貴重な環境資源として捉え、適切な維持管理や法的規制などにより保全・活用を図ります。

信太山丘陵市有地についても、市民に身近なレクリエーションの場や貴重種を含む生物生息の場などとして保全・活用を図ります。

槇尾川上流部（槇尾川ダム計画跡地）においては、府や大学などとの協働により、自然環境を活かした緑とのふれあい空間の整備を促進します。

4) 農地の保全・活用

市街化調整区域の農地については、農作物生産の場であることを基本として農業振興施策による営農環境づくりを進めつつ、保全を図ります。

市街化区域の農地については、農作物の生産の場であるとともに防災や気象緩和、自然とのふれあいの場などの面も重視し、都市における様々な機能を持つ緑のオープンスペースとして維持・保全を図ります。

休耕地については、市民が身近に農とふれあうことができる市民農園・体験農園としての活用を図るなど、農地の多面的な展開による保全・活用に努めます。

5) 都市施設等の緑化推進

道路や公共施設等において、防災性向上、気象緩和などの観点から積極的に緑化を進めていきます。

道路、公園などの都市施設における緑化を積極的に推進し、すでに緑化が施されている道路等については、適切な維持管理に努め緑化の保全を図ります。市役所やコミュニティ施設などの公共施設においても、積極的な緑化を進め、地域の緑とうるおいのあるまちづくりを進めます。

民有地においても、新市街地や緑化向上が望まれる地区については、住民の発意に基づき生垣等の緑化を推進するための緑地協定や地区計画の指定を検討します。また、緑化団体による植樹の取組みの支援を行います。

6) 河川の水辺環境の保全・活用と水質保全

槇尾川、松尾川をはじめとする主要河川について、水と緑のネットワーク軸として位置付け、水質汚濁などの環境悪化を防止するとともに市民が身近に自然に触れられる環境としての保全・活用を図ります。河川は、淡水魚類や昆虫類などの生物生息の場、水害防止など様々な重要な役割を果たしており、治水上の安全性確保のための河川改修に加え、周辺環境との調和に配慮した遊歩道の整備など親水空間の創出に努め、

市民に親しまれる河川空間の形成を図ります。

また、ため池についても、農業用水の貯水池だけでなく、レクリエーションや多様な生物生息の場などとして保全・活用を図ります。

7) 環境負荷を低減する生活環境づくり

環境と調和した持続可能なまちづくりに向けて、ごみ処理、省エネルギー、リサイクルなどの面から環境負荷を低減する生活環境づくりを図ります。

市民、事業者、市がそれぞれの役割を担い、次の世代に良好な環境を引き継いでいくため、可能な限り発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）、ことわる（リフューズ）、修理（リペアー）を推進します。また、必要に応じてごみ処理施設の改良・更新を進めます。

身近な生活環境の向上のための取り組みが、地球規模の環境問題の解決、環境保全にも寄与することから、環境に関する様々な情報提供・啓発はもとより、市民と行政の協働による取り組みなどを進めます。

また、太陽光・太陽熱利用などの新エネルギー導入や雨水の再利用など、環境負荷の少ないまちづくりを目指します。

8) 緑と調和した歴史的文化遺産の保全・活用

豊かな緑と調和した古墳・遺跡・社寺などを和泉市の魅力を高める重要な要素として保全するとともに、観光や憩いの空間としての活用を図ります。

池上曽根遺跡（国史跡）をはじめ、和泉黄金塚古墳（国史跡）、丸笠山古墳（府史跡）などの歴史的文化遺産の適切な保全を図るとともに、それらを活かすためネットワーク形成やアクセス性の向上など周辺環境の整備を進めます。

9) 地域資源による観光ネットワーク形成

豊かな自然や点在する社寺、古墳、歴史的な雰囲気が残るまちなみなどの歴史的文化遺産、文化施設、公園、道の駅などの地域資源を結ぶ観光ネットワークの形成を図ります。

農園や工房での観光体験や古民家を活用した店舗立地など魅力ある観光メニューの充実を図るとともに、鉄道駅において実施されているレンタサイクルを活用しつつ、地域資源を結ぶルートとなる道路における案内板の設置や歩道の確保などにより、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる環境づくりに取り組みます。

10) 地域学習、環境学習の推進

和泉市の歴史や文化、自然に対する理解を深め、地域に愛着と誇りを持つ子どもの育成を目指し、地域活動団体との連携を図りながら地域学習・環境学習の取組みを推進します。

都市・自然環境及び歴史文化遺産の方針図（イメージ図）



(4) その他公共施設の方針

①基本的な考え方

市民の生活を維持し、活発な都市活動を支える公共施設については、市民のニーズを踏まえながら総合的かつ計画的な整備及び維持管理を推進します。安全で良質な水の供給や下水道施設の整備、ごみ焼却処理施設の適切な維持管理に努めるほか、地域の拠点となるリージョンセンターをコミュニティの場として活用することにより、まとまりある利便性の高い地域づくりを行うとともに、今後の人口動向を見据えた既存施設の活用、他都市との連携など効率的で適切な施設の配置を目指します。

既存の公共施設については、耐震改修促進法等に基づき、耐震診断・改修を計画的に進めることで利用者の安全性を高めるとともに、高齢者や障がい者などの利用に配慮した施設のユニバーサルデザイン化を進めます。

②基本方針

1) 上水道施設の充実

送配水管や浄水場などの水道施設の老朽化に対して、計画的な更新を進めるとともに、水道施設の耐震化に取り組みます。

水道ビジョンなどに基づき、優先順位の高いところから老朽管等の施設の更新を進めるとともに、横山地区を始めとする南部地域の安定給水の向上及び国道170号沿道の未給水区域への給水を踏まえた水道事業を推進します。

2) 下水道施設の充実

生活環境の改善、公共用水域の水質保全、浸水被害の解消を図るため、下水道計画区域の未整備地区における施設整備を進めるとともに、老朽施設については更新の検討を行います。

下水道事業計画に基づき未整備区域の整備を推進するとともに、事業実施にあたっては、都市計画道路の整備にあわせる等、効率的な整備を行います。整備済の地区においては、老朽施設の適切な維持管理を進めるとともに、施設の更新、耐震化等の検討を行います。

3) 合併浄化槽の設置及び維持管理

公共下水道の事業計画区域外の地域については、生活排水を適正に処理することにより、衛生的で良好な住環境とするため、合併処理浄化槽の普及に努めます。また、公共下水道の全体計画区域外の地域については、市が主体となって合併処理浄化槽の設置及び維持管理を行う浄化槽整備推進事業に取り組みます。

4) ごみ処理施設の適正な維持管理

ごみ処理については、減量化の取組みを進めつつ処理施設の改良・更新を進めます。

廃棄物の適正処理や生活環境の保全・向上を図るため、泉北環境整備施設組合において、新たに資源化センター（高石市）を整備するとともに、ごみ処理施設の適切な維持管理や施設更新に努めます。

また、循環型社会の形成や環境負荷の軽減を図るため、ごみ焼却場の廃熱エネルギーの有効活用を図ります。

5) 学校教育施設の充実

児童・生徒数の変動や教育課程の変更に対応し、効率的で適切な施設配置を目指すとともに、良好で安全な教育環境を確保するため、学校施設の適切な整備を進めます。

また、施設の安全性を高めるとともに、児童数減少に伴う空き教室等の有効活用方策を検討します。

6) その他公共施設等の充実

保健・衛生・福祉・医療関連施設については、市民ニーズに対応した施設の適正配置と機能の充実に努めます。

地域医療の中核機能を担う市立病院については、施設の老朽化や非耐震の状況にあることなどを踏まえ、槇尾川公園隣接地において建て替えを行います。

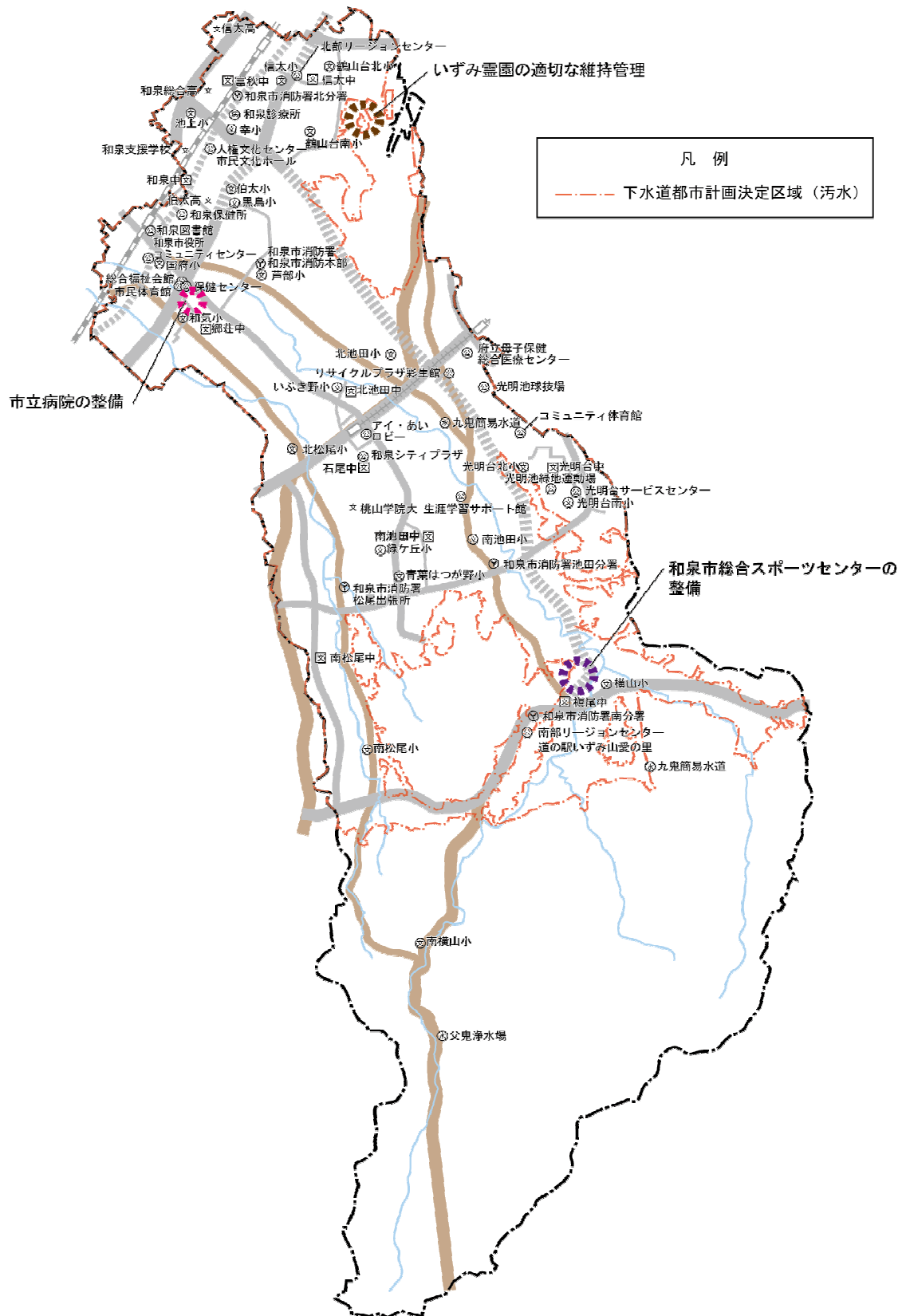
また、横山高校跡地において和泉市総合スポーツセンターを整備します。

火葬場（いずみ霊園）については、周辺環境と調和した施設として適切な維持管理に努めます。

その他の市民の暮らしを支える公共施設については、それぞれの施設や地域の特性に応じた機能の充実や適切な維持管理に努めます。

7) 市役所庁舎

その他公共施設の方針図（イメージ図）



(5) 市街地・集落及び住環境の方針

①基本的な考え方

長期にわたりコミュニティバランスを維持できる市街地および集落の形成を目指します。

既成市街地では良好な市街地環境の保全・創造、計画的に整備されたニュータウンでは、良好な住環境、操業環境等の保全など、適切な規制・誘導方策を活用しながら、それぞれの地区の特性に応じて安全、快適で魅力ある市街地の形成を図ります。

南部地域の集落については、地域特性に応じた生活基盤整備等により、集落環境の安全性、利便性の向上を図ります。

住宅地においては、住環境、居住水準の向上を図り、暮らしの中に安全・安心とゆとりを感じられる居住の場を創造します。増加する空き家の活用を図りながら、多様化するニーズに対応した住宅供給や高齢者や障がい者、子育て世帯にも配慮した安全で快適な住環境の整備を図ります。

また、周辺環境と調和した落ち着いたまちなみ形成など地域の個性を活かした住環境の保全・充実に努めます。

②基本方針

1) 中心都市拠点の整備

JR和泉府中駅や市役所周辺を「中心都市拠点」として位置付け、質の高い都市的サービスを提供する拠点の形成を図ります。

行政、商業・業務、医療・福祉など複合的な都市機能の集積により、市民にとって利便性が高くにぎわいのある市街地の形成を図ります。

2) 都市拠点の整備

泉北高速鉄道和泉中央駅周辺については、「都市拠点」として中心都市拠点との機能分担を図りつつ、ニュータウンをはじめとする周辺地域住民の日常生活の拠点としての公共サービス、文化、商業機能等や来訪者のための都市機能の充実に努めます。

3) 地域拠点の充実

北部及び南部リージョンセンターについては、「地域拠点」として周辺の住民ニーズに対応した公共サービス機能の充実に努めるとともに、地域住民によるまちづくり、文化、交流などの地域活動を支える拠点としての機能の充実に努めます。

4) 自然と調和した新市街地の都市機能の充実

新住宅市街地開発事業等により開発された新市街地については、計画的な整備により、整った都市基盤と調和のとれた土地利用を推進し、優れた都市環境が形成されて

います。これらを踏まえ、周辺の自然環境、自然的環境、歴史的文化遺産との調和に配慮しながら道路や公園などの都市施設の適切な維持管理を進め、市街地の熟成を図っていきます。

特に、住宅地においては、緑と調和した落ち着いたまちなみ形成など地域の個性を活かした住環境の保全・充実に努めます。

また、トリヴェール和泉地区では、居住、商業、産業、研究開発などそれぞれの地区で位置づけられた機能の充実を図ります。

地区内の一部の未利用地については、土地活用を推進します。

5) 地域の性格に応じた既成市街地の構築

既成市街地については、商業・業務、居住など地域の性格に応じた基盤整備などによる環境づくりを推進します。幹線道路、生活道路、公園・緑地、下水道など都市施設の整備と適切な維持管理を進め、市街地の基盤を整えます。

また、安全・快適で利便性の高い市街地の実現を目指し、道路ネットワークの構築やオープンスペースの確保、適正な建築物の立地誘導等を推進します。

住宅や工場が混在している地区については、地区の現状を踏まえ、良好な操業環境や安全で快適な住環境の実現に向けた環境づくりを進めます。

特に、老朽家屋や狭あい道路が多く残るなどの防災上問題を残した市街地においては、防災性向上に向けた整備を進めます。

JR北信太駅周辺などの地区については、駐輪場の整備やアクセス道路の整備などにより、駅利用者の利便性を高める取組みを進めます。

6) 土地区画整理事業の見直し

都市計画決定後長期にわたり事業着手・事業完了がなされていない土地区画整理事業については、事業の必要性や実現性を検証し、市街地形成の方針を検討します。

また、周辺の都市基盤整備が概ね達成されていると認められる地区については、必要に応じて都市計画変更を検討します。

7) 農山村集落の環境づくり

農山村集落については、農業振興施策と連携した生活基盤整備等による農山村環境の向上を図ります。農業振興地域整備計画に基づき、限界集落の防止や安全性の向上の観点から道路等の生活基盤整備等による集落環境づくりに取り組みます。

また、住民の少子高齢化、人口減少を踏まえ、持続可能な集落維持の観点から古民家再生なども含めた空き家対策を進めるとともに、農業・林業従事者以外の新規居住者の住宅建設を可能とする制度の導入などにより、集落人口の維持を図ります。

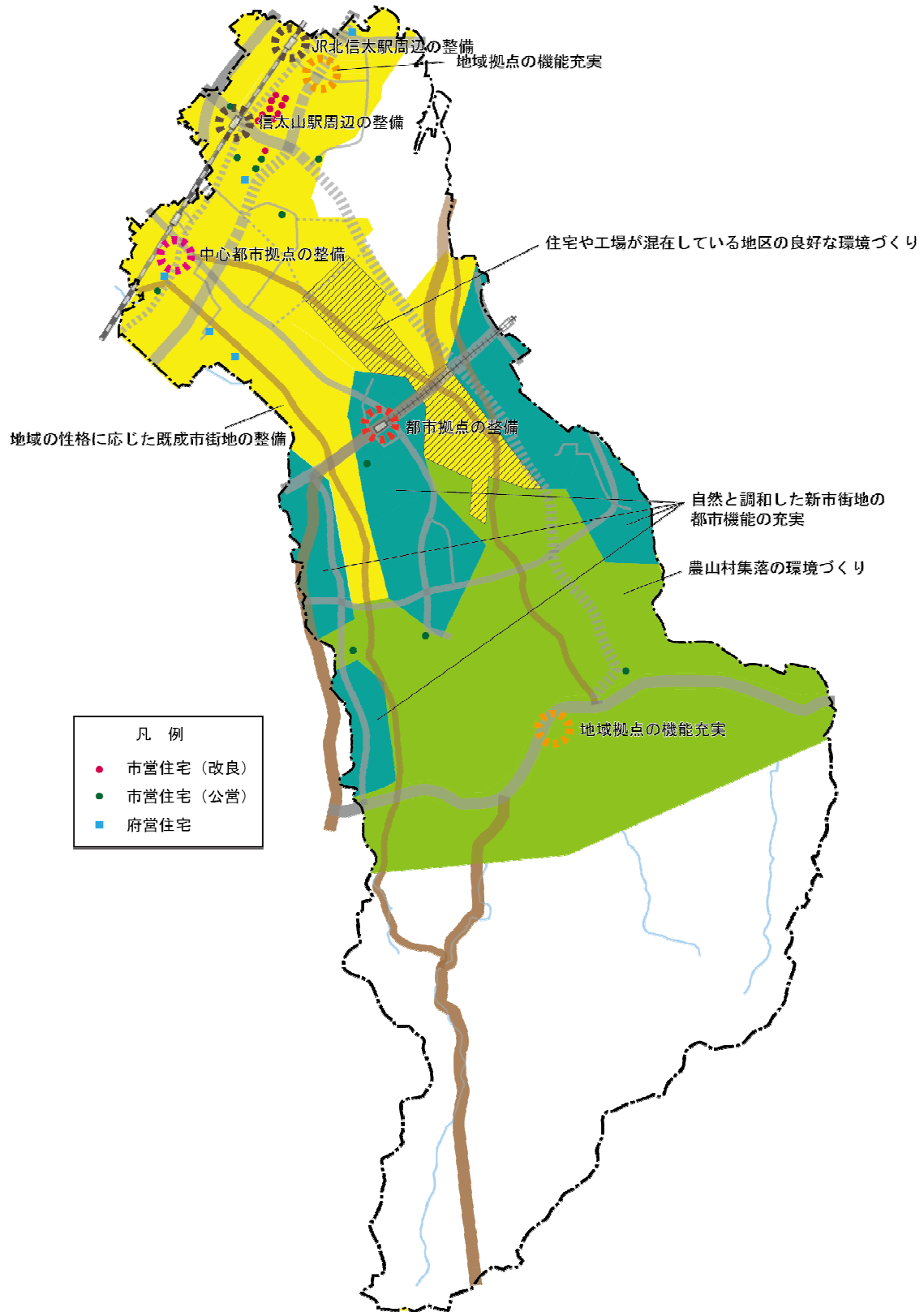
8) 市営住宅の適切な維持管理と更新

市営住宅については、空き家対策を進めるとともに、市営住宅長寿命化計画に基づき適切な維持管理を進めます。老朽化が進む公営住宅については、建て替えによる集約を図ります。改良住宅については、耐震性が不十分であるとの診断結果が出たものは現地建て替えを基本とし、入居者意向等の把握や地域コミュニティ、地域活性化のあり方を勘案しながら、集約も視野に入れた検討を行います。

9) オールドタウン化対策の推進

ニュータウンや住宅団地等の一部については、住民の高齢化や人口減少などが進みオールドタウン化しつつあることを踏まえ、空き家対策など既存のストックを活かした人口維持の取り組みや買い物難民対策、コミュニティレベルの安全・安心にかかる取り組みなどにより、持続可能で安心して住み続けられる住環境づくりに取り組みます。

市街地・集落及び住環境の方針図（イメージ図）



(6) 都市防災の方針

①基本的な考え方

本市の市街地では、老朽家屋や狭あい道路が多く残るなどの防災上問題を残した市街地が存在するとともに、土砂災害が発生する可能性がある区域があります。これらを踏まえ、将来、発生が予想される地震や水害、土砂災害、火災等の各種災害に対して安全・安心な暮らしが営めるよう、ライフライン、道路、公園、河川などの防災機能の強化に加え、消防力の強化並びに消防団の組織力強化による災害に強い都市づくりを進めるとともに、自助・共助・公助の観点から防災体制の強化に取り組みます。

②基本方針

1) 治水・治山対策の推進

槇尾川、松尾川を始め、市内を流れる河川・水路等の改修や下水道整備など、総合的な治水対策を進めます。

河川台帳に基づき、老朽化した護岸の修繕や定期的な点検や浚渫などを進めます。また、河川流域の農地や緑地などが本来もつ保水・遊水機能を活用し、市街地における治水対策を進めます。

山間部においては、山林の保全・育成を図るほか、がけ崩れ、土石流等に対する急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害警戒区域等の指定などの防災対策を進めます。

2) 地震・火災対策の推進

地震や火災に対する安全性の向上を図るため、事前復興の考え方を踏まえつつ建築物や都市施設、公共施設の耐震性・耐火性向上を促進します。

ア) 避難路及びオープンスペース整備の方針

和泉市地域防災計画や大阪府震災復興都市づくりガイドライン等に基づき、地震、火災等の災害時の避難路としての役割を担う道路や大規模地震発生後の救援・復興活動の骨格となる緊急輸送道路について橋梁の耐震化、沿道の建築物の耐震化を促進します。また、避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の整備を進めます。

特に老朽家屋や狭あい道路が多く残るなどの防災上問題を残した市街地においては、避難場所としてのオープンスペースの確保や、建物のセットバックによる狭あい道路の拡幅等による避難路の確保、火災発生時における延焼防止など防災性の向上を進めます。

イ) 建築物の耐震性強化

既存の建物については、一層、耐震診断・改修を推進・促進し、耐震性向上を図り

ます。特に、不特定多数が利用する公共施設については、早急に耐震性確保に努めます。民間の建物についても、住宅の耐震診断の支援等や防災に関する情報提供等を進めるとともに、地震に強い安全・安心のまちづくりを推進する観点から緊急性や公共性を伴う特定建築物について、耐震診断に関する情報提供等の支援を行います。

公共建築物の整備の際は、十分な耐震性を確保するとともに、民間の建築物についても、関係機関と連携しながら法令に基づく耐震性の確保を図ります。

市街化区域内の建ぺい率60%以上の地域については、市街地における火災の危険を防除するため、原則として準防火地域の指定を促進し、耐火・準耐火建築物への誘導を図り、市街地の火災の延焼防止、遅延を図ります。

3) 防災にかかる市民意識の向上

避難訓練や災害に対する広報活動により、人々の防災にかかる意識の向上を図るとともに、災害発生時における円滑な避難や自主的な救援を行えるよう、消防団の組織力強化など、コミュニティレベルの防災の取り組みを促進します。

町会・自治会などを単位とした自主防災組織の育成と確立に向けた避難訓練の実施や災害に関する広報活動や地域における防災リーダーの育成等により防災意識の向上を図るとともに、円滑な初期消火や災害時における要配慮者支援も含めた緊急時の避難・救援を行える自主的な防災組織づくりを促進します。

4) 防災体制の強化

行政における防災体制として、組織体制、車両・通信等の機器等の充実を図ります。

5) 消防体制の充実

「消防力の整備指針」に基づき消防署所を配置するとともに、総合的消防力の充実に努めます。

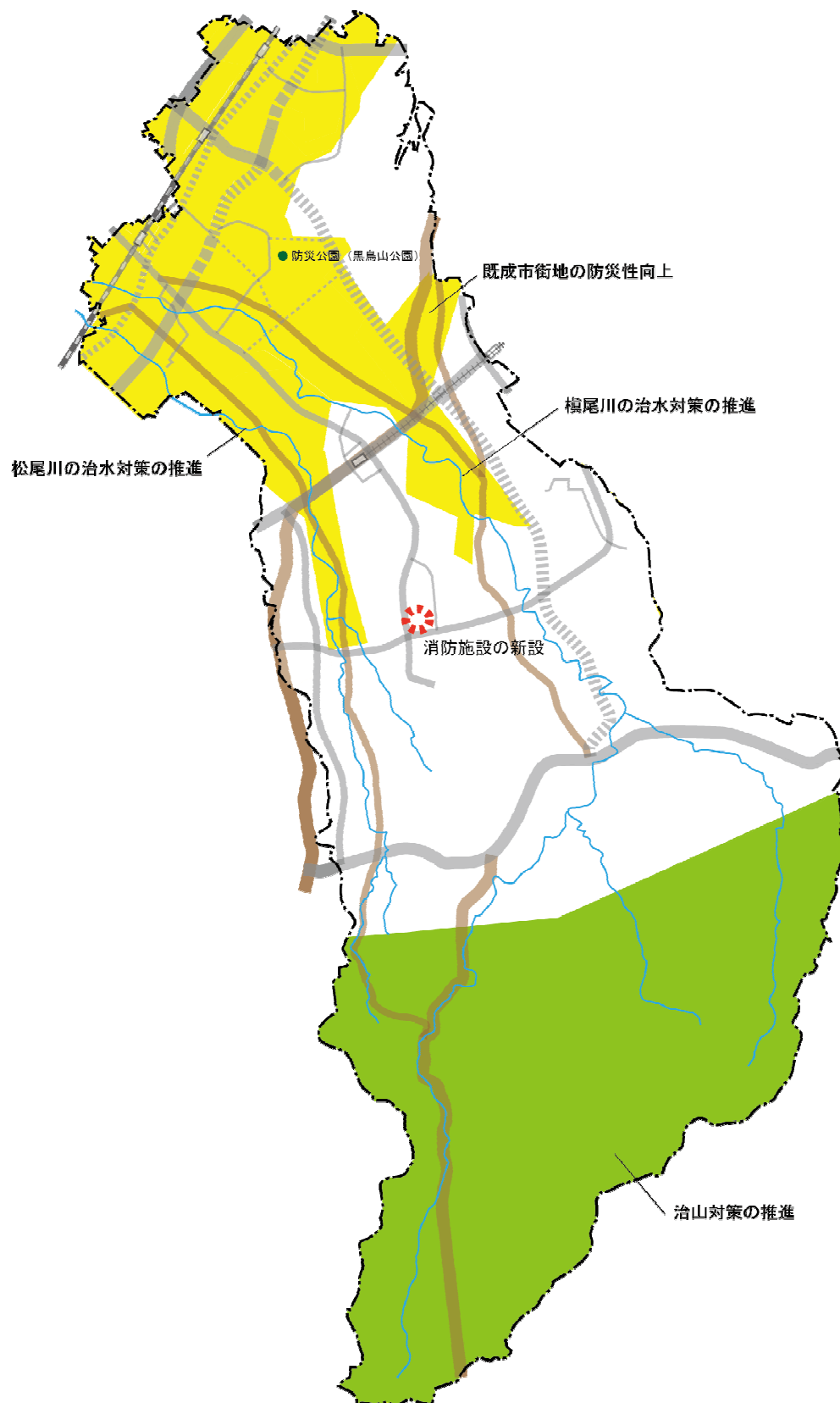
現在、常備消防として和泉市消防本部及び1署、3分署（池田分署・北分署・南分署）、1出張所（松尾）を、非常備消防として消防団本部及び市内9個の消防分団を配置していますが、池田分署と松尾出張所を統廃合し、新たに常備消防として中部地区に消防施設を配置します。

6) 消防水利の確保

「消防水利の基準」に基づき、消火栓を配置します。

また、河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。

都市防災の方針図（イメージ図）



(7) 都市景観の方針

①基本的な考え方

都市における景観は、さまざまな都市活動の場を演出し、まちや地域への愛着を育む重要な要素であるとともに、近年は人々の意識の中でも質の高い景観形成への期待が高まっています。

和泉市は、南部地域の山林や信太山丘陵、農地、歴史的文化遺産、伝統的まちなみなど本市固有の自然・歴史的景観やニュータウン開発による市街地景観といった様々な魅力的な景観資源を保有しています。これらの景観資源については、これまでの法制度の活用に加えて、景観法に基づく景観計画の策定や住民が主体となった景観まちづくり活動など、より魅力的な都市景観の形成に向けた取組みを進めます。

②基本方針

1) 自然景観の形成

南部地域の山林や信太山丘陵について、本市の自然景観を構成する重要な要素として適切な維持管理や法的規制により保全を図ります。

2) 自然的景観の形成

まとまった農地や河川やため池、河畔林などの水辺空間を、自然的景観を形成するオープンスペースとして保全を図ります。

農作物の生産の場であるだけでなく、自然的景観を形成するオープンスペースでもある農地については、農業施策を活用しつつ、集落や周辺部の緑地も含めて田園景観として一体的な保全を図ります。

河川やため池、河畔林などの水辺空間については、水辺と周囲の緑が一体となったうるおいのある景観として形成を図ります。

3) 歴史的景観の形成

池上曾根遺跡（国史跡）をはじめ、和泉黄金塚古墳（国史跡）、丸笠山古墳（府史跡）などの歴史的文化遺産や社寺などについて、周囲の緑と一体となった良好な歴史的景観の保全を図ります。

小栗街道の歴史的な雰囲気が残るまちなみや農村集落について、かつての営みを今に伝える貴重な文化的資源として地域住民と協働による保全を図ります。

4) 地区の特性に応じた既成市街地景観の形成

既成市街地においては、商業・業務地におけるにぎわいの創出や公園・緑地や社寺林などの様々な緑によるゆとりとうるおいの形成、歴史的環境の保全など各地区の特性に応じた魅力的な市街地景観の形成を図ります。

住宅地については、まちなみ地区制度や地区計画制度等を活用しつつ、地区の特性を活かしながら落ち着いた住環境の形成に向けた景観づくりを進めます。

商業・業務地については、活発な商業・サービス業等の活動空間として商業振興施策と連動しながら、にぎわいのある景観形成を推進します。

工業地については、周辺環境との調和に配慮することを基本とし、事業者との連携を図りつつ公害防止に努め、また、敷地内緑化等による環境形成を図りながら地域になじんだ景観形成を誘導します。

5) 質の高い新市街地の景観形成

新市街地については、周辺の自然環境、自然的環境と調和した新たな時代にふさわしい質の高い都市景観の形成を図ります。

地区計画に基づく建築物等の規制・誘導や道路沿道景観の誘導等を図るとともに、緑化推進などにより周辺の自然環境との調和を図りながらゆとりとうるおいのある市街地景観の形成を進めます。

6) 良好な幹線道路沿道景観の形成

道路については、沿道緑化と公共空間における施設構造物のデザイン化を図るほか、沿道建築物のセットバックした部分の活用など市民との連携を図りながら市街地における魅力ある良好な沿道景観の形成を図ります。また、住民参加による道路の美化活動について支援します。

一部で沿道景観に混乱が見られる幹線道路沿道については、土地利用規制等と連携しつつ、周囲の自然環境と調和した主要幹線道路にふさわしい沿道景観づくりに取り組みます。

都市景観の方針図（イメージ図）

